

他自治体を参考にした新たな手続の導入について

1 法対象事業に係る条例手続の適用

環境影響評価法では、事業の態様等から規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としており、都道府県・政令市の環境影響評価条例では、法の対象事業と比べて小規模な事業や法対象以外の事業種を対象としているため、一般的に事業の実施に伴う環境影響の程度は法対象事業の方が大きいものと考えられる。

一方、条例においては、第三者機関による審査や公聴会の開催をはじめとした法が定めていない手続を設けているが、こうした条例手続が法対象事業に適切に適用されない場合、環境影響の程度と必要な手続の軽重が一致しなくなるおそれがある。

そのため、他の都道府県・政令市の条例における法対象事業に係る規定の適用状況等を参考に、法対象事業に係る条例手続の適切な適用のあり方について検討を行う。

▶ 長野県環境影響評価条例の状況

法対象事業に対する条例の規定の適用について、知事意見を述べる際の以下の2つの手続のみが規定されている。(条例第41条)

なお、リニア中央新幹線の沿線都県市において、法対象事業に対する事後調査関係の条例手続の適用がないのは本県だけであり、リニア中央新幹線の環境影響評価準備書に対する知事意見の中で、事後調査結果の報告等について事業者に対応を求めた経緯がある。

- ・ 法対象事業に係る環境影響評価方法書又は環境影響評価書準備書に対して知事が意見を述べる場合に、技術委員会の意見を聴くこと。
- ・ 法対象事業に係る環境影響評価準備書に対して知事が意見を述べる場合に、必要に応じて、公聴会を開催すること。

▶ 都道府県・政令市の環境影響評価条例の状況

本県の条例と同様の規定である第三者機関の審査及び公聴会の開催のほか、事後調査や立入検査等に係る手続が多く都道府県・政令市で規定されている。

- ・ 環境影響評価書公告後に行う、事業着手届、事後調査報告書及び事業完了届の提出
【都道府県：36/47、政令市：13/18】
- ・ 立入検査、報告聴取、条例に基づく手続を行わない場合の勧告及び当該勧告に従わない場合の公表【都道府県：31/47、政令市：11/18】

2 事業者見解、知事意見関係

(1) 環境影響評価方法書に係る住民意見に対する事業者見解の提出

環境影響評価法や本県の環境影響評価条例においては、環境影響評価方法書に係る住民の意見に対する事業者の見解の提出を求めている。

これは、方法書段階では、提出された意見も踏まえ相当の期間にわたり調査等を行っていくものであり、その過程においても状況に応じ調査項目や手法が見直されうるものであることから、事業者が個々の意見についてその採否等を判断することはなじまないという考え方である。

一方、リニア中央新幹線の沿線都県市の中では、山梨県のみ条例での規定を有しており、方法書審査の時点において住民意見に対する事業者の見解を求めることができた。

そうした経緯も踏まえ、方法書に係る住民意見に対する事業者見解の提出の必要性について検討を行う。

▶ 都道府県・政令市の環境影響評価条例の状況 【都道府県：8/47、政令市：7/18】

(2) 事業者見解、知事意見、市町村意見の公表

環境影響評価制度は、環境保全に関する外部との情報交流を義務付けることにより、事業者における十分な環境配慮を確保する制度であり、環境影響評価法や条例において環境影響評価図書（方法書、準備書、評価書）の公表が義務付けられている。

住民意見に対する事業者見解、方法書及び準備書に対する知事意見と市町村長意見の公表については法においては規定されておらず、本県の条例においても規定はないが、事業者見解及び市町村意見については技術委員会資料として公開しており、知事意見についても県ホームページに掲載している。

一方、他の都道府県・政令市においては、これらの公表について条例で規定しているところもあり、その必要性について検討を行う。

▶ 都道府県・政令市の環境影響評価条例の状況

- ・ 準備書に係る住民意見に対する事業者見解の公表 【都道府県：11/47、政令市：9/18】
- ・ 知事（政令市長）意見の公表 【都道府県：8/47、政令市：14/18】
- ・ 関係市町村長意見の公表 【都道府県：5/47】

3 事後調査計画、事後調査報告関係

評価書公告後に事業者が実施する事後調査は、環境影響評価手続における不確実性を補い、事業着手後における事業者の環境の保全への配慮の状況を明らかにする観点から重要であり、改正環境影響評価法では、事業者に対して事後調査の実施状況を一般に公表し、行政機関に報告することを義務付け、措置内容の充実を図るために行政機関が意見を述べることができる制度が創設された。

本県の環境影響評価条例においては、従来から事後調査結果の報告や措置内容に対する知事の要請について規定しているが、他の自治体ではそれに加えて、事後調査計画書の作成、事後調査報告書の公表、知事（政令市長）が報告書に対して意見を述べる場合の第三者機関の審査、住民意見の聴取等を規定しているところがある。

そのため、環境影響評価制度における事後調査手続の重要性に鑑み、他の都道府県・政令市の状況を参考に、事後調査手続の適切なあり方について検討を行う。

▶ 長野県環境影響評価条例の状況

評価書公告後の報告について以下の手続が規定されている。（条例第32条）

なお、事後調査計画については準備書及び評価書の記載事項であり、評価書公告後の手続として改めて計画書を作成することは求めていないが、リニア中央新幹線では、評価書公告の時点までに詳細な事後調査計画を明らかにすることが困難であったため、準備書に対する知事意見の中で、事後調査計画の提出について事業者に対応を求めた経緯がある。

- ・ 事業者は、評価書の公告後、評価書に記載された環境の保全のための措置の状況、環境の状況の把握のための措置（事後調査）及び対象事業の実施状況を記載した報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。
- ・ 知事は、前項の報告書の送付を受けた場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

▶ 都道府県・政令市の環境影響評価条例の状況

本県の条例と同様の規定のほか、以下の手続が規定されている。

- ・ 事後調査計画書の作成、公表 【都道府県：9/47、政令市：11/18】
- ・ 事後調査計画書に対する知事（政令市長）意見の提出 【都道府県：6/47、政令市：0/18】
- ・ 事後調査報告書の公表 【都道府県：41/47、政令市：18/18】
- ・ 事後調査報告書に対する第三者機関の審査 【都道府県：33/47、政令市：13/18】
- ・ 事後調査報告書に対する住民意見の聴取 【都道府県：6/47、政令市：7/18】